

[事案 27-156] 転換契約無効請求

・平成 28 年 3 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

保障付積立保険を個人年金保険に転換したが、元本割れリスクがない等募集人が虚偽の説明をしたこと等を理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 19 年 8 月に契約した保障付積立保険を、平成 23 年 9 月に生存保障重視型個人年金保険に転換したが、以下の理由により、転換契約を無効とし、転換前契約の満期保険金の支払い、転換後契約についての既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人に、将来の資金計画を具体的に話しており、近い将来、資金が必要だということを述べていたにもかかわらず、希望に反する不利益な勧誘をされた。
- (2) 途中解約をした場合の元本割れリスクがあるにもかかわらず、転換をしたとしても、転換後契約以外に現在契約中の個人年金を解約すれば損はしないと虚偽の説明があった。2 つの個人年金をからめての説明を受けたので、まぎらわしく手元の資料で判断しかねる手口だった。
- (3) 上記募集人の虚偽の説明があったことにより、転換は詐欺により取消され、または錯誤により無効である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人らは、近い将来必要な資金を保険契約から捻出したいとの要望は聞いていない。
- (2) そのため、別の年金保険契約を解約する提案を行った事実も、言及した事実もないことから、当該契約を解約しても「絶対に損はしない」等の説明は行っていない。
- (3) 募集人に偽罔行為が認められないため、詐欺は成立せず、また申立人には錯誤は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人ならびに募集人および募集人の上司に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明をしたと直ちに認めることができないこと、意向確認義務違反があったと認めることができないこと、偽罔行為の存在を認めることはできず、詐欺により取り消すことができないこと、申立人が錯誤に陥ったと認めることができないこと、またその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見いだせないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。